

平成 27 年度 第 3 回長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議 会議録

1 日 時 平成 27 年 (2015 年) 7 月 24 日 (金) 10:00~ 12:00

2 場 所 長野県庁西庁舎 301 号会議室

3 内 容

○ 議事

- (1) 長野県環境影響評価条例の改正について
- (2) その他

4 出席委員 (五十音順)

大 井 基 弘 (委員長職務代理者)

片 谷 教 孝 (委員長)

川 上 武

平 林 靖 久

松 村 和 夫 (委員代理者)

5 欠席委員 (五十音順)

大久保 富 平

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、第3回長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議を開会いたします。私はしばらくの間進行を務めさせていただきます、環境政策課の寒河江と申します。

議事に入ります前に、本日の欠席委員を御報告いたします。大久保委員より都合により御欠席という報告をいただいています。

本日の審議におきましては、非公開情報は特段ありませんので、公開とさせていただきます。また、ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、設置要綱の規定によりまして、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

片谷委員長

本日、大久保委員が御欠席ということで、議事に入ります前に代理出席についてお諮りいたします。専門委員会議の設置要綱第5条3項の規定で、委員が会議に出席できない場合において必要があると認める場合は、委員長は出席委員に諮って欠席委員の代理者の出席を認めることができるということになっています。本日は大久保委員の代理といたしまして、飯島町の住民税務課生活環境係長の松村さんに委員代理者として御出席いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。異議なしというお声をいただいたので、松村さんに委員代理者として御出席いただきたいと思います。委員の席へお移りください。

では、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。本日は、枝番がついているものもございますが、資料1から5まで用意されています。ボリュームがありますが、なるべくコンパクトに進めさせていただきます。

議事（1）長野県環境影響評価条例の改正についてということで、まず資料1から審議をしたいと思いますので、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波と申します。よろしくお願ひいたします。配布資料についてですが、今委員長から御説明がありました、併せて委員の方には第1回と第2回の議事録を御手元に配布させていただいております。それぞれ御発言部分の内容を御確認いただき、最終的に委員長に御確認いただきまして、この形で県のホームページに公開している状況ですので、御承知おき願います。

資料1の「環境影響評価制度の見直し（案）」に対する意見募集等の結果についてを御覧ください。環境影響評価制度の見直しについてのパブコメですが、6月19日の第2回専門委員会議で御議論いただいた内容を踏まえまして、6月23日（火）から7月22日（水）の期間で実施しました。一般の5名の方から22件御意見をいただき、市町村からも4市町村で5件と多くの御意見をいただきました。こちらの資料について、取りまとめるのに時間がかかるてしまい、本日の配布となってしまい申し訳ありません。パブコメについては県の考え方を示す必要がありますが、この資料はあくまで案ということですので、本日の御意見を踏まえまして再度検討して最終的に回答したいと思います。

1の法改正に伴う手続の導入についてですが、これは前回の専門委員会の中でも御意見いただいた部分ですが、民間事業者が実施する第2種事業の計画段階環境配慮書手続について義務付けをしてほしいという意見です。県の考え方ですが、表の右側に記載してあるとおり、民間事業者が実施する事業について完全に義務化してしまうことは難しかと思います。前回の御議論の中で任意規定にするのか努力義務にするのかというお話がありましたが、努力義務として規定することを予定しています。しかし、民間事業にあっても配慮書手續から実施することが望ましいため、配慮書手續の実施によるメリットについても併せて規定し、出来るだけ多くの民間事業者が第2種事業においても配慮書手續を実施するように働きかけてまいります。その具体的な内容については、資料2で後ほど御説明いたします。

2の条例対象事業の拡大の部分で、絶滅危惧種等が生息する土地については事業実施面積を問わず条例対象事業としてもらいたいという意見です。環境影響評価制度は、規

模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について実施するということが前提であり、事業実施面積を問わずに条例対象事業として事業者に環境影響評価の手続を行わせることは、制度の趣旨にそぐわないものであり、事業者に対しても過度の負担になるものと考えております。また、個別の法令の中で絶滅危惧種については、適切に対策が講じられることを記載しています。

3は電力施設の特に送電線路について、17万ボルトということで規模を示していますが、それより低い部分も対象にできないかという御意見です。もともと、周辺県でアセス対象になるような大規模な送電線路が、都道府県をまたがって設置される際に、当県では対象にならないという問題意識から条例対象事業に加えるということを検討しているものです。17万ボルトという基準は、電気事業法の規定で送電線の鉄塔が大規模になると、他の都道府県と比較しても非常に厳しい基準であるという考え方の中から設定しているということを説明しています。(5)で変電所についても対象としてほしいということですが、これについては送電線が対象になる場合、それに付随する施設として変電所も対象となる場合もあるということでお答えしています。

4は太陽光発電所に対して、第2種事業で森林の区域等20haという案を示していますが、それに対して土石流の危険区域等においては1haまたは10haから対象とならないかという御意見です。前回も御説明いたしましたが、20haという基準も通常採用している第2種事業の30haより、太陽光の特性を考慮して厳しく設定しています。面的開発事業の当県の他の事業で一番厳しい基準である、住宅団地あるいは流通業務団地の20haに合わせています。スポーツ又はレクリエーション施設では形質変更で10haという基準を設けていますが、その部分を取って10haという御意見をいただいています。スポーツ又はレクリエーション施設については多様な開発形態があるため、敷地面積30ha以上で土地の形質の変更の面積を10ha以上として、敷地面積のみで対象とならないように形質変更の面積も併せて規定しているもので、土地の形質の変更の面積10haを単独で条例対象としている訳ではありません。ですので、今回のメガソーラー等の対応の敷地面積20ha、形質変更の部分は問わないという考え方の方が厳しい規定になっているということで説明しております。

5、6で土石流災害等の危険区域については、厳しい要件でアセスの対象とすべきという御意見です。環境影響評価の中でそういった観点で全く審査を行わないという訳ではありませんが、基本的には環境保全の観点から行われるものとして、御指摘のような防災の観点からの対応というのは、例えば森林法の開発許可で審査されて担保されているものと回答しています。

7の概括的な面的開発事業について今回新たに規定を設けていますが、そちらについても20haという規模要件を採用できないかという御意見です。これも前回御説明しましたが、どのような開発形態になるのか現時点で想定できないということを考えますと、本県の条例対象事業で標準的に採用している50ha、30haを規模要件とすることが適切と考えています。

8は前回の委員会でも御指摘いただいている部分でもあります、特に太陽光発電所については分割設置することが容易であるため、そういった対応もしっかりと検討するべきという御意見です。こちらについては、運用の際に適切な対応ができるように検討していくとの回答をしています。

10、11については、施行時期の関係です。施行時期と現在計画のある事業を条例対象とする適用関係の御意見ですが、環境影響評価条例では、環境影響評価の結果をその事業を実施するために必要な許認可に際して配慮することを求めています。その必要な許認可がなされているものについては、アセスの結果を反映することができなくなるため、適用しないという考え方をお示ししています。平成19年に風力発電を追加した時も、電気事業法の届出がなされているものについて適用しないことにしており、同様の対応を検討していることを回答しています。

12以降はその他ということで整理をしていますが、技術委員会の現行の審査体制が不十分なのではないかと御意見をいただいています。地元の環境に造詣の深い委員の方で

現地調査も行いながらしっかりと対応をしていることを回答しています。

13、14はゲリラ豪雨等の最近の状況に照らし合わせた土砂災害の危険性に対する御指摘ですが、基本的には防災の観点からは別の法律で担保されていること、併せて県では防災調整池等の設置の技術基準を厳しくするということで、30年確率から50年確率に引き上げるという検討をしている状況を記載しています。

15は耐震性についての御意見です。これも基本的には個別の法律で対応すべきという回答をしています。

16、17は今後の参考にさせていただきたいと思います。

18はリニアの案件について、変電所や送電線が対象となっていないのはおかしいのではないかという御意見です。それについては今回の制度の見直しの参考にさせていただき、今後とも適切な運用に努めていくという回答をしています。

19は今回の対象事業の規模に当たらないようなものについても、しっかりと実態を調査して反映させていくべきという御意見です。太陽光発電については、今回示している20haより下のものについても市町村の意見をお聞きする中で検討していることを回答しています。

20は第2種事業の判定基準の追加についてですが、これについては施行規則で規定されていますので、今後規則の見直しを検討する中でいただいた御意見も踏まえて検討していきたいと思います。また、技術指針マニュアルの中ではこうした細かい内容についても規定していることも含めて回答しています。

21は第2種事業判定の際に、住民意見も聴取してもらいたいという御意見です。これは前回御説明いたしましたが、判定期間が60日という短期間の中で住民の方の御意見までお聞きするのは難しいと思いますが、関係市町村の御意見をお聞きしていることや、今回の改正の中で技術委員会の意見を聴取できる規定を設ける予定であるという回答をしています。

次のページが市町村からの意見ということで、4市町村5件の御意見をいただいています。実際にパブコメに回答する場合は、住民と市町村という区分は特にせずにまとめて回答することを予定しています。

1は先ほど住民の方から意見もありましたが送電線に関しての規模の引き下げについて、第2種事業として設けたらどうかという御意見をいただいている。これについては、第2種事業で本県が他の事業で設定している考え方を説明した上で、送電線等の規模要件の考え方は先ほどの回答と同様としております。

2は水象について異常気象を勘案した検討が必要ではないかという御意見です。こちらも技術指針マニュアルの中では、そのような内容を事業者が環境影響評価を実施することを求めているということで回答をしています。

3は今回の見直し案に賛成という御意見を2つの市町村からいただいています。

4は第2種事業の判定基準の部分ですので、これについては今後施行規則の改正を検討する中で関係機関と調整しながら進めていきたいと思います。

その次のページが前回の第2回専門委員会議の中で御意見をいただいた内容についての考え方をお示ししています。1は第2種事業について民間事業者にも義務付けたらどうかという御意見です。単一案にしても、早い段階で事業計画の情報が明らかになることを義務付けてしまうのは難しいのではないかと考えていますが、出来るだけ民間企業の第2種事業でも配慮書手続が実施されるように、任意規定でなく努力義務にしたいと思います。また、配慮書手続をするメリットを規定して、出来るだけ多くの事業者が実施するように進めていく予定です。

2は概括的な面的開発事業の規定という中で、「工作物の用に供する一団の土地の造成」について、造成というよりは開発を対象として土地の形質変更がほとんどない事業も対象とするべきではないかという御意見です。この考え方ですが、「工作物の用に供する」という部分によって、一定の土地の形質変更が伴うことは担保しているのですが、土地の造成という定義は必ずしも明確ではなくて、そういう場合に土地の形質変更がほとんど含まれなくても対象事業としてみなすことが出来ると考えています。スポーツ

又はレクリエーション施設の中では、敷地面積だけではなくて土地の形質変更も併せて規定して、土地の形質変更がほとんど行われない事業を除外するという規定をしています。しかし、新たに設ける概括的な事業はそういう規定を設けませんので、実質的に土地の形質変更の面積がほとんどなくても対象にはなると考えています。実際に第2種事業としての判定の土俵には上げて、その中でほとんど環境影響がないということになれば判定の中で除外されるということは考えられますが、判定の対象にはなるものと考えています。

3は水力発電所の関係で裁判になった事例もある中で、小規模なものを第2種事業として規定していくば、そういうことの抑止にもつながるのではないかという御意見をいただいている。御指摘の事案で確認すると3つの水系があり、その中の2つは見直し案としてお示ししている第1種の15,000kWに該当する事業です。もう1つは規模的には小さいのですが、青木湖の水位に関する内容で問題になっており、一般的な事例から少し外れるものと考えています。もともと水力発電の15,000kWというのは、他の自治体と比較してもかなり厳しい規定となっており、本県の第2種事業の設定の考え方からも外れる部分として、水力発電所による環境影響が非常に大きいと判断できない状況では第2種事業の設定までは難しいと考えています。

最後になりますが、本県の環境基本条例に基づいて設置している環境審議会では、環境全般について審議いただいている。今回のアセス条例の見直しについては、環境影響評価技術委員会と環境審議会には報告という形を予定しており、7月17日（金）に開催されました第2回長野県環境審議会にて報告いたしました。その時に意見や質問をかなりいただきましたが、主な御意見としては2つございました。

1は配慮書段階においても、要約書の作成、説明会の実施を求めるべきではないかという御意見です。今の条例の中では準備書段階でこの2つを求めており、法改正に伴って方法書についても求める予定です。方法書や準備書については冊子も厚くなっています、記載内容も複雑なので要約書も作成して併せて説明会の開催も義務付けるというのが法の改正の趣旨です。配慮書については、複数案の検討段階であり事業計画地が複数箇所となることから、説明会の開催に伴う事業者の負担もかなり大きくなると考えられます。その辺りを考慮いたしますと配慮書段階で説明会まで求めるのは過大であり、必要なものと判断しています。

2は今回新たに設ける事後調査計画書の関係ですが、評価書の記載事項としても求めているものなので、改めて事後調査計画書の作成を求める必要がないのではないかという御意見です。評価書段階では事後調査計画の内容の詳細がまだ決まっていない場合があることや、評価書の作成から事業着手まで期間を要した場合に周辺状況が変化することも考えられるため、事後調査計画書の作成を新たに義務付けるという考えです。ただし、御意見を踏まえて、評価書記載の事後調査計画から変更がなく、かつ評価書公告後に長時間を経ずに着手する場合で周辺状況に変化がないことであれば、全く同じ内容を記載することになりますので、このような一定の条件を満たす場合には、事後調査計画書の作成を不要とする規定を設けたいと考えています。

以上が資料1の説明になります。

片谷委員長 ありがとうございました。資料1ではパブコメの結果、関係市町村からの御意見、委員会での指摘事項で持ち越しになっていた件に関する事務局の考え方、県の環境審議会での質問に対する事務局の対応案の4つについて御説明いただきました。

資料1の全般について、御意見や御質問を承りたいと思います。

最初に私から全般的な内容の意見を申し上げておきたいと思いますが、パブコメの御意見を見ますと、その背景には条例対象事業に該当しない事業に関しては環境配慮をしなくてよい、というような前提で意見が述べられているものが多いように思われます。決してそういうことではなく、アセス制度は規模が大きいものについては制度として定めるということであり、事業を行う際の環境配慮というのは、本来規模に拘わらず実施しなければならないものです。大規模な事業についてはアセス制度に基づき環境配慮を

実施するが、何らかの開発行為を行う際には常に環境配慮は必要とするものであるということを県民全体の共通意識とするべく、県としても今後も努力していくというような総括的な方針があるとよいかと思われます。

資料1の3番につきましては、前回の専門委員会議で出た意見に対する事務局の対応案ですので、御発言いただいた委員の皆様にはコメントをいただければと思います。

大井委員どうぞ。

大井委員

資料1の3番の2について、土地の造成の文言の定義についてですが、土地の形質変更がほとんど行われない場合であっても、本事業の対象となることですが、何かそのような定義付けとなる例があつたのでしょうか。

事務局
仙 波

土地の造成として工業団地の造成や住宅団地の造成等を対象事業にしておりますが、実際の運用の中では形質変更の面積は一切問うておりません。明文化されているわけではありませんが、運用の中でそのような対応をしています。

大井委員

そうした運用と、現行の条例に土地の形質変更の面積についても規模要件に規定されている事業もあるので、そういうことを踏まえると、土地の造成の定義というものは形質変更が伴わないものも含むということでおよろしいですか。

事務局
仙 波

おっしゃるとおりです。

片谷委員長

その他の委員の皆様いかがでしょうか。

資料1の3番の1の意見はどなたがおっしゃった御意見でしょうか。平林委員でしょうか。

平林委員

県民一人ひとりが環境に対してどういう意識を持つかということが重要であり、第2種事業を実施する民間事業者に対しても努力義務とすることで、県としても踏み込んだ形を示すことができるので、事業者だけではなく、県民全体が環境を守るということに対して意識が向くことになるのではないかと思います。

片谷委員長

ありがとうございました。こちらについては後ほど説明がありますが、事務局では配慮書手続を行った場合、その後の手續が短縮されるというような仕組みを検討しているようです。単純に手間が増えるだけでは努力義務として実効性を発揮しないので、配慮書手続を実施した場合には後々の手續にメリットがある仕組みを設けることで実効性を高める案としているようです。

3の水力発電の件について、川上委員いかがですか。

川上委員

3についてはこのような考え方をしているということが分かりましたので、止むを得ないと思います。

片谷委員長

少なくとも裁判になった件については、それと同規模のものであれば今回の改正案の対象となるということですね。先ほどの青木湖という名称が出ましたが、これは水位の変動が起こった場合の話ですよね。これは漁業関係の別の法規でチェックがかかることがありますか。

事務局
仙 波

裁判の判決文を確認しましたが、そこまで求めることができないので裁判となつていると理解していますが、細かい部分までは把握できておりません。

片谷委員長

川上委員どうぞ。

川上委員	漁業関係について、直接は関係していないと思います。水位が極端に減るのでその部分の環境への影響についてだと思います。
片谷委員長	<p>規模要件に達しない事業であっても環境を破壊していいことにはならないという趣旨を今後徹底していくべきだと思います。全ての事業についてアセス手続きを実施していくのはかなり無理があります。ある程度の規模の部分で仕切りを設けざるを得ないと思います。</p> <p>他の項目についていかがでしょうか。</p> <p>具体的な数値が出ているものとしては、アセスの対象規模として太陽光の20haと送電線の17万Vについて出ておりますが、特に送電線については県をまたぐものが多く、あまり近隣都県と違う規定を設けるのも問題がありますので、近隣都県に合わせているということです。少なくとも近隣都県の中でも一番厳しい数値に合わせているということですので、これ以上は難しいかなと思います。</p> <p>20haの規模についても、厳しい条件ですので、これよりも厳しくするのはなかなか難しいかと思いますが、他の委員の皆様はいかがでしょうか。</p> <p>特段の御意見はないようですので、事務局案について御了解いただけたと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>川上委員どうぞ。</p>
川上委員	資料1の1番の8の太陽光発電について、事務局として具体的に検討している案がありましたら教えていただきたいと思います。
事務局 仙 波	<p>電気事業法など関係する法令の中でも、近接して設置する場合の扱いは決められていますので、アセス手続後の許認可の手続と同様の考え方を適用するというのが一つの案です。どのぐらい近接していれば同一の事業とみなすのかは難しいところですが、本県の場合は対象事業として複合事業があり、合算して判断するという規定もありますので、そのような部分で判断するという考え方もあります。</p> <p>また、前回、片谷委員長から御教示いただいた相模原市の考え方で、複数の会社の事業については、その会社の資本関係等を確認して判断するのも一つの考え方だと思います。</p> <p>今の段階では具体的には申し上げられませんが、他県の例や他法令の考え方を参考にしながら適切に運用していきたいと思います。</p>
片谷委員長	<p>今のお話しの補足として、相模原市は最近アセス条例を制定した自治体ですけれども、一つの事業を複数に分割する行為に対する対応として、事業者が同一であるか資本関係を有する事業者であれば一つの事業と見なすとしています。その他に役員が共通であれば同一事業としている自治体もあったかと思います。別会社だから別事業という話が通らないような仕掛けを設けているという例もあります。また、事業実施時期をずらすというのも考えられますが、実施時期の差が何年以内であれば同一事業と見なすとしている自治体があったかと思います。</p> <p>こちらについては、条例で明記しなくても規則で対応できる話だと思いますが、県としてはどのようにお考えでしょうか。</p>
事務局 仙 波	対象事業の規模についても規則で規定していますので、その部分に追記していくような対応で十分可能だと思います。
片谷委員長	1番の8、9の意見はもっともあり、分割によるアセス逃れは他県でも実例がありますので、それらはアセス対象となるように検討していただくということかと思います。

川上委員

分かりました。

1番の5と13について、防災の観点からの対応については森林法等の法律で対応としていますが、森林法以外にどのような法律が該当するのでしょうか。

事務局
仙 波

ここで考えているのは都市計画法の開発許可になります。流域への影響という部分では流域開発に係る防災池等の降雨の基準が適用されます。ただし、太陽光発電に限定すると都市計画法の開発許可の対象から外れてしまいます。自治体の判断に任せている部分もありますが、太陽光発電は都市計画法の開発許可の対象とならないという考え方方が基本ですので、太陽光のみの話ならば森林法での対応となります。

片谷委員長

今までの太陽光発電所の例を見ますと、森林を大規模に伐採している例が多いです。そのような例では森林法で対応可能だと思います。しかし、もともと裸地に近い場所だと、そのような条件を規模要件に組み込むのは難しいと思います。実際のアセス手続では、地形・地質の項目の中で土砂災害対策への配慮について、これまで意見が出てきていますので、考慮されていないわけではありませんが、規模要件の中に土石流・土砂災害について反映させている例を私は知りません。土石流危険区域等に太陽光発電所を設けるのかというのは事業者のモラルに訴えざるを得ないのではないかと思います。実際に土砂崩れにより太陽光発電所が流されてしまった例もありますが、結局そのような場所に設ければ事業者自身の損失になりますので、普通はそのような場所に設けるということはないだろうという推測はできますが、条例上それを担保するのは難しいと思います。

他に御発言はありますか。無いようですので、この資料1の内容につきましては、趣旨としては御了解いただいたものとします。パブコメに対する県の回答は事務局が最終確認をした上で出されるということですので、文言については事務局にお任せします。

続きまして、資料2～4について、前回審議した内容の修正点等がありますので、変更があった部分について御説明いただくようにお願いします。

事務局
仙 波

資料2の法改正に伴う手続の導入について（案）を御覧ください。今、委員長からお話をあったとおり、変更箇所を中心に説明させていただきます。

1の「計画段階環境配慮書手続」についてですが、②の自治体の導入数を御覧ください。私たちの調査不足もあり申し訳ありませんが、徳島県で今年の6月から施行されたため22都道府県から23都道府県に増えております。

その下の実線の囲みの中、第2種事業の関係で（1）のイとウの部分ですが、民間事業者について前回は任意規定か努力義務としていましたが、御意見も踏まえまして努力義務規定にしたいと思います。それを受けまして、（3）の計画段階環境配慮書を出すメリットをしっかりと提示していきたいということで、一つは手続の期間です。アセス法の大蔵意見の提出が、条例の知事意見の提出に当たるものですが、90日間という期間になっています。本県の場合は住民意見の提出を義務付けますが、これについては30日間、知事意見の提出は60日間として設定し、合わせて90日間と法と同じ期間で手續が終わるようしたいと思います。この60日間というのは、他県では90日間にしているところが多いのですが、縦覧期間もありますのでその中で技術委員会の審議も行うなど工夫したいと思います。

（3）のイの方法書手続における配慮ということで、配慮書手続を経て作成した方法書については、方法書で審査すべき部分を配慮書で見ていることになりますので、条例で定める知事意見の提出期限である90日間を出来るだけ短縮するよう努めるという規定を設けたいと思います。これについては、他の自治体でこういった規定を設けているところはございませんので、最終的には県の法規審査部局とも協議した上でこういった規定が設けられるかどうか検討する必要がありますが、実務的には支障ないかと思いますのでこの規定を設けたいと思っています。併せて申し上げますと、努力義務とした配慮

書手続を行わない場合は、方法書の中で行わない理由を明記するようにし、出来るだけ多くの事業者が配慮書手続を行うようにしたいと考えています。

2のその他の法改正に伴う手続について、(3)と(4)の電子縦覧と公表の部分ですが、事業者と県のどちらが実施するかという部分で、県が実施する事務として導入したいと考えています。特に、電子縦覧について県が実施しているところは少ないですが、現在も方法書、準備書の公開は県のホームページで行っていますので、事業者に対するサービスという部分もあります。また、事業者が縦覧する場合に縦覧期間の30日が終わってしまうとホームページで公開しなくなることもありますが、県の場合はずっと公開できますので、これについては県が実施する事務として導入したいと思います。

資料2-1ですが、前回にお示ししたものから少し区分を増やしています。一つは、知事意見又は市長意見の提出という項目がございまして、その提出期限について記載した内容を追加しています。先ほど申しましたように1番下の合計の欄を見ていただくと、90日としているのが7都県市と1番多いですが、本県の場合は60日間として対応していきたいと思います。住民意見の聴取というところがありまして、そこにも聴取期間について情報を追記しています。こちらについては30日間というところが多いので、同じように本県でも30日間としたいと思います。右側の部分で、評価図書の電子縦覧と事後調査報告書の公表の部分で、事業者と自治体どちらが行っているのか分けてお示ししています。最後に、法対象事業に対する事後調査報告について、これは資料3に係る部分ですが、この情報も追加しているということで改めて資料2-1でもお示ししています。

資料3を御覧ください。他自治体を参考にした新たな手続の導入について（案）です。1の事後調査に係る手続の充実で、先ほどの環境審議会での意見の対応ということで御説明しましたが、(1)事後調査計画書の作成について、作成が必要ない場合を規定することを記載しています。その下の【参考】ですが、現行の手続を詳しく記載しています。今の手續が事後調査の関係が少し複雑になっており、(1)と(2)とあるように四半期ごとに報告を受ける内容と1年ごとに報告を受ける内容が分かれておりますが、上の実線の囲みの中の(3)から(5)の事後調査計画の公表、審査会の意見聴取、住民意見の聴取については、(1)の四半期ごとに行われる事業の実施状況には適用せずに、(2)の1年ごとに提出する事後調査結果について適用したいと考えています。(1)の内容についても、知事がそれに対して意見を述べることができるという規定は適用されますので、意見を述べる際には技術委員会の意見を聞くように規定していきたいと思います。しかし、基本的に1年に1回の報告書に対して、公表と技術委員会の意見聴取、住民意見の聴取というかたちで対応していきたいと考えています。

2の第2種事業（法・条例）判定に対する技術委員会からの意見聴取ですが、前回の御議論も踏まえまして、60日間という限られた期間の中ですので任意規定というかたちで設けたいと思います。この任意規定というのは、現行、技術委員会が会議の形式でしか開催できないようになっていますので、技術委員会は開催されたことにはなりませんが、持ち回り対応という形での技術委員会の委員の意見聴取を前提に任意規定ということを考えています。

3の法対象事業に対する条例手続等の適用についてですが、(1)と(2)について内容の変更はありません。(3)に今回新たに導入される手續も含めて、法対象事業に対する適用を整理しています。一つは法対象事業の配慮書に対する知事意見を述べる場合にも、技術委員会の意見聴取を規定しています。期間的には30日間とかなり短い期間ですので任意規定として規定をしておいて、実際の運用は先ほどの第2種事業の判定と同じように持ち回り対応も含めて、意見を聞くという形で行いたいと思います。(3)のイですが知事意見を述べる場合の長野県環境影響評価技術指針への配慮についてです。法対象事業ですとそれぞれ事業を所管している、例えば道路事業ですと国土交通省が主務省令を定めていて、それに従ってアセスを実施するということになります。長野県の条例対象事業は技術指針に基づいて実施していますが、これを法対象事業に適用する考え方として、知事意見を方法書、準備書で述べる際に、技術指針を踏まえた意見を述べることによって、事業者が技術指針も考慮したアセスを実施するように誘導していきたいと

思います。ウは法に基づく事後調査の報告書についてですが、これは事業完了後に1回提出されるものです。条例の事後調査報告書を兼ねれば条例が適用されますが、別にでてきた場合には知事と関係市町村へ送付するという規定も設けたいと思っています。エとオについては、資料3の1に記載している事後調査の内容と次のページの4に示している公表等の手続についても法対象事業に適用するように考えています。裏面の現行の法対象事業に対する条例手続の適用は技術委員会意見聴取と公聴会の開催のみですが、これに比較すると今御説明した内容がすべて追加になりますので、だいぶ適用する項目が増えることになります。

4は変更ありませんが、公表の規定を明確にするということです。

資料4の条例対象事業の種類・規模の見直しについて（案）で、こちらの資料については変更しているところは少ないですが、太陽光発電所について3ページ目の上の部分にある括弧の中の※の部分を追加しています。前回の会議の後に川上委員から少し分かりづらいという御意見をいただいたので内容を追記しています。併せて前回の技術委員会の中で、神戸市の第1種事業で20ha、第2種事業5haとかなり厳しい要件を設定していますが状況はどのようにになっているのかとの御質問をいただきました。その場では標準的な面的開発事業の規模がその規模となっており、太陽光だから特に厳しくしている訳ではない旨の御説明をしたところですが、再度確認する中で5haというのが敷地面積のうち自然の改変を伴う部分に限るという形で少し限定的になっていましたので、5haだからといって何でも該当する訳ではないということをこの場で追加説明させていただきます。

力の送電線路の部分ですが、枠外の※のところに「※架空送電線に限るものとし、地中化されるものは除外する。」とありますが、これは他県も同様の規定ですが、鉄塔による環境影響に着目した内容ですので、地中化されれば当然不要となります。これは規則の文言の中で明記していきたいと思います。併せて電線の張替えのみというものは当然対象にはならなくて、基本的に鉄塔に手を加える場合に対象になってくるというように考えています。

4ページ目ですが、前回の大井委員からの御指摘も踏まえて、規模要件等の考え方を少し分かりやすく整理をしています。先ほどの説明と重複しますが、工作物の用に供するという部分で一定の土地の形質変更が行われることは担保しますが、②の部分で土地の形質変更面積についてスポーツ、レクリエーション施設の設置のように具体的な面積要件を規定する訳ではないので、実際は土地の形質変更がなくても対象になり得ます。そうした中で判定手続を行って環境影響を判断するという流れになっていくものと考えています。

最後のところで、環境影響評価法の中でも概括的な規定を政令で定めていますが、それについても少し記載しています。「宅地の造成の事業」ということで、この「宅地」には農用地、森林及び原野のように供される場合以外の幅広い用途が含まれますが、法の場合は資料に記載の独立行政法人が実施する事業に限定するようになっています。なので、実際には対象は限定されますが、事業の種類としてはこういったものがあることを参考に記載しています。

資料4-1については風力発電の部分で、徳島県と熊本県が新たに追加された部分がございまして、熊本はまだ施行されていませんが規則改正行われている部分がありますので情報を追加しております。

事務局からの説明は以上です。

ありがとうございました。今御説明いただきました資料2～4について、御質問や御意見を承りたいと思います。

資料2の方法書手続における配慮の部分で、知事意見提出期限を短縮するという部分は、法務部局とこれから調整されるのですか。

片谷委員長

事務局

ただいまこのような形で検討しているということで調整していますが、法務部局にお

寒河江	いても結論が出ていない状況です。
片谷委員長	<p>仮にそのような規定が難しいとなった場合でも、ポリシーとしては短縮するというのを何らかの形で実現したいですね。これについては、努力義務の規定が形骸化しないためにも、是非実現をお願いしたいと思います。</p> <p>大井委員どうぞ。</p>
大井委員	<p>できればこのような規定があり、民間事業においても配慮書の手続を行うメリットを感じられる作りにし、なるべく配慮書手続が実施される形になればよいと思います。</p> <p>また、電子縦覧については県のＨＰに掲載し続けるのも非常に良いと思います。</p>
片谷委員長	<p>先ほど事務局の説明でもありましたが、事業者が公表する形だと、その内削除されることもあり、過去の事例が見られなくなることもありますので、情報の有効活用という観点からも非常に有用だと思います。アセス制度は過去の事例を参照して予測評価をするということも認められているので、その事例を事業者が容易に見られるというのは非常に有効なことだと思います。</p> <p>資料3について、技術委員会の立場から少し補足をします。意見提出期間が短い場合に、委員会の意見聴取を義務付けてしまうと、委員会が何らかの理由で開催できなかつた場合に、手續がそこで停滞してしまい、期限内に知事意見が提出できないということになってしまいます。そのため、技術委員会の意見を聴取しなくてもよいという趣旨ではなく、持ち回りでも技術委員会の意見を聴取することが可能となるように条例に適合する形にするというのが趣旨です。</p> <p>資料4は規模要件についての確認であり、資料に追記したのみであり、数値としては前回と変更がありません。何かお気づきの点はありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。特に御発言がなければ今回の加筆・修正に御了解いただけたものとしますが。ありがとうございます。資料2～4は御了承いただけたものとします。</p> <p>次に資料5です。これは施行時期についてであり、今までの審議では出てきておりませんので詳しく御説明いただきたいと思います。</p>
事務局 仙 波	<p>資料5の「改正環境影響評価条例の施行時期について（案）」を御覧ください。まず、上の囲みの中ですが、施行時期について改正条項に応じて設定したいと思います。具体的な内容については表に記載があるように、一つは対象事業の追加と計画段階環境配慮書の手續以外の手續の追加の部分に対して、条例・規則の公布日から3月程度の期間を設けて施行したいと考えています。3月程度については、下で説明をいたします。もう一つは計画段階環境配慮書の手續の追加についてですが、これは方法書の前の新たな手續として一段階追加するという内容になりますので、通常もそうですが十分公布から施行まで期間を設ける必要があると考えており、後程、資料5-1で見ていただきますが、配慮書を導入している31自治体における平均も223日ということですので1年程度と考えています。</p> <p>3月という部分の説明ですが、1の公布日から施行日まで一定の期間を設ける理由は、一つは制度改正の周知のために一定の期間を置くのが適当であるということ。もう一つは規則改正までに技術指針及びマニュアルの改正にも必要になり、技術指針は技術委員会で審議していただくようになりますので、その期間も考慮しますと一定の期間を要することになります。</p> <p>2の3月程度とする根拠ですが、(1)のところに事業を実施するために必要な許認可があります。それぞれ行政手続法や行政手続条例で標準処理期間が定められていますが、公布を受けて許認可の申請をした場合も施行に間に合うような期間は最低限確保する必要があると考えています。(参考1)のところに一般的又は個別事業の土地開発に必要な標準処理期間を示していますが、この中で1番長いのが森林法の開発許可の80日となっていますので、80日は上回る期間を周知期間とする必要があると考えています。</p>

(2) ですが、当県の過去の事業追加、国や他自治体の事業追加の際の周知期間を参考に、不当な期間となっていないことが必要と考えます。長野県が風力発電所を平成19年に施行した際には、2月置いております。他県でも28道府県14市で導入されており、平均で81日となっています。近県の状況については(参考2)に記載ありますが、茨城県が2日、神奈川県が5月、静岡県が6日とばらつきがあり、法に先駆けて条例対象になったのか、法対象となった後に条例対象としたのかということで違いはありますが、平均すれば81日となっています。法の場合は10.5月と長い期間をとっていますが、これも風力発電を追加するにあたって経済産業省で主務省令を検討しなければならず、その期間が多くかかっているという状況のようです。1番下のその他ですが、その他の都道府県の事業追加の平均が94日ということで、概ね3ヶ月となっています。これらを総合的に判断すると3月程度確保すれば、本県あるいは他県の事例と照らし合わせても問題はないと判断して、設定しています。

資料5-1ですが、それぞれ個別の具体的な状況を整理したものをお示ししています。配慮書手続の導入の関係を左側に、風力発電所の対象事業化の関係を右側に整理しており、配慮書手續については条例改正の公布から施行までの期間、風力発電の追加については施行規則の方の公布日から施行までの期間という形です。1番上が環境影響評価法における国の状況で、その下が長野県の状況で風力発電について記載しています。他県の状況は記載のとおりで、裏面の1番下に平均がありますが、配慮書手續については31都道府県・政令市で平均が223日、風力発電の対象事業化については42道府県・政令市で平均が81日という形になっています。また、自治体において風力発電以外の事業追加をした時の状況も併せて調べておりますが、9県5市で事業追加を行っており、内容については規模要件の変更や事業の追加など、そこに記載のとおり様々ですが、平均をとると94日で概ね3月となっています。実際の公布日はまだ決まっていませんが、遅くとも年内にはしたいと考えています。公布日から対象事業の追加については、3月程度の期間を経て施行していきたいというのが事務局の案です。説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。改正に関するスケジュールの案を御説明いただきました。何か御意見や御質問がありましたら承ります。

私はこのスケジュールに特に異論はございませんが、いくつかの県がほぼ即日施行しているのが興味深いですね。徳島県はつい最近の改正になりますが、改正してから3日で施行してしまっています。何かこれに関する事情は伺っていますか。

事務局
仙 波

徳島県については直接確認しておりませんが、例えば静岡県の風力発電所の追加では6日となっており、括弧書きで3月としておりますが、これは3月前にパブコメを実施したということで、パブコメである程度周知しているので、公布日からは6日で行ったと聞いています。施行時期が近い県は起点を公布日と考えず、パブコメなどを起点に周知期間を考えているのではないかと思います。

片谷委員長

確かにパブコメをするということを内容を周知するのに近いと見るのは可能ですね。しかし、長野県ではなくまでも正式な周知の開始日は公布日であるという立場をとっているということでよろしいですね。

他に御意見はありますでしょうか。

今のままでいきますと秋の県議会に提出されるわけですか。

事務局
林
(県環境政策課)

9月か11月になるかと思われます。

片谷委員長

議会で大きな再検討がなければ、年内には公布し、対象事業の追加については年度内に施行されるということですが、なにか問題点等ありますでしょうか。先ほどのパブコ

メにも早い施行を望む声もありますから、周知期間を確保しつつなるべく早く施行するという方針で問題ないと思います。

では、施行時期につきましては、事務局の案に対してこの専門委員会議では異論はないということにしたいと思います。

これで、本日の資料1～5の審議は終了しまして、資料2～4の条例改正の内容部分に特段新たな修正の御意見はありませんでしたので、条例改正の内容につきましてはこの専門委員会議において確定したこととさせていただきます。細かい字句の修正等につきましては事務局の判断で行っていただき、よほど大きな修正がない限りは、基本的にはこの専門委員会議での審議は終了したということでよろしいでしょうか。

それでは本日の議題の(1)はこれで終了しますが、(2)その他について事務局からお願いします。

事務局
仙波

今後のスケジュールについて少し説明させていただきます。

資料1の関係で、パブコメに対しては県の見解をお示しするということで、特に期限は定められていません。ただし、来月8月17日に環境影響評価技術委員会の開催を予定しております、その中で今回御説明した資料2から4の内容も説明するようになります。その17日までの間にパブコメへの回答を行いたいと考えています。17日の技術委員会で改正内容を報告いたしまして、事務手続きを行いながら9月又は11月議会で改正案を上程していきたいと考えています。今後のスケジュールについては以上です。

片谷委員長

今後のスケジュールについての御説明でしたが、何か御質問ございますか。

大井委員

今後について意見ですが、アセスの手続を経ることが民間事業者に対してかなり負担になるイメージで捉えられてしまうことも多いかと思います。しかし、決してそうではなく、環境省の方でも行われている環境リスク調査融資事業などといった形で、実質面では、環境アセス手続を経ることでかなり有利な融資を得られる事業が用意されている部分もあります。また、県民の意識も含めて、アセスの手続を経ているということが事業自体の価値も企業の評価も高めるという共通認識を持っていけるよう、運用していくべきだと思います。

片谷委員長

ありがとうございました。大変重要な御発言をいただいたと思います。アセスメントという制度は、環境保全をするための一つの手段ですが、これがすべてカバーしているという訳ではないという点、また、アセスメントは行った方が有利になるという点ができるだけ県民の共通認識にしていくことが大事かと思います。事務局としても、アセスメント制度がどういった意味を持っていて、どのように活用されているのかということを、もっと県民が知る機会が増えるような努力も是非していただきたいと思います。アセス事務局は少人数ですので、案件の処理で手一杯ということもあるかとは思いますが、是非そういう制度の周知ということに気を配っていただけたらと思います。

平林委員どうぞ。

平林委員

この委員会の趣旨とは異なるかもしれません、基本的に形を変えるということは破壊することになるわけで、何かを作るということはその場所の環境が壊されるということは事実だと思います。ただし、その結果、何かの価値を生み出すことによって間違なくプラスの方向へ行くということも、こういった評価の場所でも考えていかなければならぬと思います。形を変えるということは綺麗ごとを言っても必ず壊されます。ただ、壊した後に、どういった形で価値を生み出すかといったところに繋がってきます。その価値がマイナス方向へ行くことのないようなチェックをしなければならないというのが一番重要であると思っていますので、付け加えさせていただきます。

片谷委員長

ありがとうございました。アセスメントの制度すべてがカバーできる訳ではないの

事務局
寒河江

で、これは本当に県民全体の認識となって環境への影響を最小化しつつ、平林委員がおっしゃったようにプラスの面を確保していく方向へ向かっていくと、このアセスの制度もより実効性が高まってくるかと思います。是非、こういった方向で事務局としても努力を継続していただきたいと思います。

では、最後にいくつか御意見を御発言いただきましたが、これを持ちまして本日の議事を終了させていただきます。事務局にお返しします。

事務局
林

本日、予定をしておりました議事については、無事に終了することができました。ありがとうございました。ここで、本日が最後となる専門委員会ですので、林環境政策課長から御礼の御挨拶を申し上げます。

先月の25日付けで人事異動がございまして、前任の久保田の後任で参りました環境政策課長の林と申します。本専門会議は本日で終了となりますが、一言御挨拶を申し上げます。

片谷委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、5月の第1回専門委員会議から本日の第3回専門委員会議までの間、職務御多忙にもかかわらず、長野県環境影響評価条例の改正につきまして御熱心に御議論いただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様の御議論を通じまして、検討してまいりました本県の環境影響評価制度の見直し案ですが、他県の制度と比較しても手厚く事業者の環境への配慮を促すことの出来るものとなったと思います。本日いただきました貴重なご意見も踏まえまして、今後、見直し案に基づき条例や施行規則の改正を行い、環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。専門委員会議の開催は本日が最後となりますが、委員の皆様におかれましては、本県の環境影響評価制度につきまして引き続き御指導賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。最後になりますが、委員の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。

事務局
寒河江

以上を持ちまして、本日の専門委員会議を閉会といたします。ありがとうございました。